

諮問資料（電子計算機の結合）

令和4年2月3日

子ども若者課

1 件 名	寄附金の収納事務に係る電子計算機の結合		
2 業務の概要	1 内 容	寄附金収納事業者が寄附者から同意のうえ個人情報収集し、区に提供し、区において寄附受領証明書の発行・発送の事務を行う。	
	2 対象者等	寄附者（サイト利用者）	
	3 相手先	株式会社メルカリ及び株式会社メルペイ	
	4 結合方法	電子メールにて個人情報を受領する	
	5 理 由	本業務において寄附金の収納業務は事業者が行うが、寄附者宛に寄附受領証明書等の発送事務は区で実施する。情報を正確に受領し、事務を適切かつ効率的に行うために電子計算機の結合を行う必要がある。迅速かつ正確に寄附受領証明書の作成及び発送を行うことで、当該個人情報の本人である寄附者の利益となり、福祉の向上に寄与することができる。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	4 電子メール等による個人情報の収集		
4 過去の類似案件	（仮称）マンガの聖地としまミュージアム整備に係るインターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合（30答申第5号）		
5 諮問理由	事前一括承認基準に適合するかどうか明確に判断できないため		
6 取り扱う個人情報	電子計算機と結合するもの		理 由
	氏名、住所 寄附金額、寄附日 電話番号		寄附受領証明書の作成や発送に必要なため。 寄附内容の確認に必要な場合があるため。
7 電子計算機の結合する時期及び期間	本審議会の承認後、終期は定めずに毎年度実施する。		

収納事務委託契約書 (案)

豊島区 (以下「甲」という。) と株式会社メルカリ及び株式会社メルペイ (以下、両社を併せて「乙」という。) は、地方自治法施行令第158条第1項第5号に規定する寄附金 (以下「寄附金」という。) の収納事務に関して、以下のとおり収納事務委託契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第 1 条 (目的)

甲は、寄附金の歳入に係る収納事務 (以下「収納事務」という。) を乙に委託し、乙は、これを受託する。

第 2 条 (関係法令の遵守等)

1. 甲及び乙は、収納事務の履行につき相互に協力義務を負う。
2. 乙は、本契約に定められた各条項及び関係諸法令を誠実に遵守し、善良なる管理者の注意をもって収納事務を履行する。

第 3 条 (収納事務の内容)

1. 甲が乙に委託する収納事務の内容は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 収納された寄附金の取りまとめ及び甲の指定する金融機関への振込み
なお、寄附者から甲に対する寄附金の収納は、乙が寄附金を受領した時点をもって完了するものとし、乙は、収納事務の受託者として甲に寄附金を引き渡す義務を負う。
 - (2) 収納された寄附金に係る収納情報の甲への提供 (書面又は電磁的方法による。)
 - (3) 収納事務に係る寄附者からの問い合わせ対応 (乙の提供する決済サービスの利用に係る問い合わせに限り、寄附金 (寄附金控除等の税務処理を含む。) に関する問い合わせ等への対応は含まない。)
 - (4) 前各号に附帯関連するもので甲乙協議して合意した業務
2. 収納された寄附金の乙から甲に対する振込方法は、次の各号のうち、甲の指定した (1) の方法とする。なお、振込日が金融機関の休業日に該当する場合には前営業日とし、振込手数料は乙の負担とする。
 - (1) 各月に収納した寄附金の全額について、翌月10日までに振込む方法
 - (2) 各月 1 日から15日までに収納した寄附金については当月25日までに、各月16日から末日までに収納した寄附金については翌月10日までに振込む方法
 - (3) (1) の方法によるも、振込み前の寄附金収納額が10万円に達しない場合には、10万円に達するまで振込日を繰り越す方法
 - (4) (2) の方法によるも、振込み前の寄附金収納額が10万円に達しない場合には、10万円に達するまで振込日を繰り越す方法
3. 甲及び乙は、前項の振込方法を甲乙合意の上、いつでも変更することができる。振込方法の変更は、甲が変更の希望を乙に通知し、乙がこれを承諾した日の翌月から適用する。

第 4 条 (手数料)

1. 甲は、乙に対して、前条第2項の方法による寄附金の振込み一回あたり200円 (消費税及び地方消費税を含む。) の手数料を支払う。ただし、一回の振込額が10万円以上の場合、甲は手数料の支払義務を負わない。

2. 甲は、乙に対して、前項の手数料のほか、決済手数料その他の手数料・報酬等の支払義務を負わない。
3. 第1項の手数料は、前条第2項に基づき乙から甲に対して振り込む寄附金から控除する方法により支払う。
4. 前条第2項の方法による寄附金の振込金額が手数料の金額に満たない場合、乙は、当該寄附金の振り込みを翌月に繰り越すことができるものとし、以後も同様とする。

第5条（収納事務の内容の変更）

甲又は乙において、収納事務の内容及び処理方法等を変更する必要があるときは、事前に甲乙協議し、合意によりこれを定める。

第6条（再委託の制限）

1. 乙は、収納事務の全部又は一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は、本契約の履行のために個人情報の取扱いを第三者に委託することができる。
3. 前2項の定めに基づき、乙が第三者に事務を再委託する場合、乙は、当該第三者に本契約に基づく乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該再委託先の行為について責任を負う。

第7条（秘密の保持）

1. 甲及び乙は、収納事務の履行により知り得た相手方の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報で、相手方が秘密である旨を書面（本条においては電磁的方法を含む。）で明示して開示する情報（ただし、口頭で開示された情報については、開示当事者が、相手方に対し、開示後1週間以内に秘密情報である旨書面で通知した情報に限る。）（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩してはならず、また収納事務の履行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本契約における秘密情報には該当しない。
 - (1) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (2) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報
3. 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができる。
 - (1) 乙が、第6条に基づき、第三者に再委託する場合で、再委託先に対して、必要最小限の範囲に限って、秘密情報を開示する場合。ただし、乙は、再委託先に対し、同様の義務を負わせる。
 - (2) 甲及び乙が、収納事務の履行に必要な範囲で、自己の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等に対して、秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。
 - (3) 甲及び乙が、法令等（金融商品取引所の規則を含む。）の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、裁判所又は金融商品取引所により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、開示当事者は、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならない。
 - (4) 甲が、豊島区行政情報公開条例（平成12年豊島区条例第2号）の規定に基づき、秘密情報の開示を請求される場合に当該秘密情報を開示するとき。

第 8 条 (資料の廃棄)

1. 甲及び乙は、収納事務の履行に当たって発生した秘密情報等に関する一切の資料を廃棄する場合には、秘密情報等を読取不可能な状態にしなければならない。
2. 甲及び乙は、秘密情報等について電子計算機等を用いて管理している場合であって、その電子計算機等の廃棄又は転売若しくは譲渡等（リース等の場合は返却）を行うに当たっては、電子計算機等に記録されている秘密情報等を完全に消去し、復元不可能な状態にしなければならない。

第 9 条 (報告義務)

乙は、収納事務の履行に当たって、事故等が発生したとき又はやむを得ない事由により義務を履行することができないときは、直ちにその旨を甲に報告する。

第 10 条 (個人情報の保護)

1. 本契約における個人情報とは、甲及び乙が収納事務を履行するために、相手方に預託した一切の情報のうち、「豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。）第2条第2号に定める「個人情報」に該当する情報をいう。
2. 甲及び乙は、収納事務の履行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、条例及び本契約の定めを遵守して、本契約の目的の範囲において個人情報を取り扱い、本契約の目的以外に、これを取り扱ってはならない。
3. 甲及び乙は、個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等（以下「漏洩等」という。）の危険に対し、合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、甲及び乙は、個人情報を、収納事務の履行のためにのみ使用、加工、複写等し、他の目的で使用、加工、複写等してはならない。
4. 甲及び乙において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。

第 11 条 (個人情報等の提供)

乙は、寄附金に係る甲の事務に供するため、乙が寄附金の収納を行った寄附者についての以下の各号の個人情報等を取得し、甲に提供する。

- (1) 寄附者の氏名
- (2) 寄附者の住所
- (3) 寄附者の電話番号
- (4) 寄附日
- (5) 寄附金額
- (6) その他甲乙で別途合意した情報

第 12 条 (損害賠償責任)

1. 甲又は乙は、本契約違反その他自己の責めに帰すべき事由により相手方が損害を被った場合、相手方に対して、現実に発生した直接かつ通常損害（逸失利益を除く。）について賠償する責任を負う。
2. 乙の責めによらないサーバーの故障、システム・コンピューター若しくは通信機器・回線等の障害又は通常講ずべきウィルス対策では防止できない種類のコンピューター・ウィルスの感染、並びに停電・災害・事変等のやむを得ない事由により、収納事務の履行が遅延し又は不能となった場合、乙は、これらの事由により甲に生じた損害について、責任を負わないものとする。

3. 寄附金（寄附金控除等の税務処理を含む。）について、寄附者から問い合わせがあった場合、その他の紛議が生じた場合においては、甲の費用と責任においてこれを対処する。ただし、当該紛議が乙の責めに帰すべき事由のみによる場合は、この限りでない。

第 13 条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
2. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には何らの催告を要しないで直ちに本契約及び甲乙間の別の契約（以下「本契約等」という。）の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除を行う当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
 - (1) 本契約等に定める条項につき重大な違反があった場合
 - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部の履行不能の場合は当該一部に限る。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
 - (4) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けたとき
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立てを受け、又はこれらの申立てを行ったとき
 - (7) 支払停止、支払不能に陥ったとき
 - (8) 自ら振出し又は裏書した手形・小切手が1度でも不渡りとなったとき
 - (9) 主要な株主又は取締役の変更、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編その他の会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき
 - (10) 公序良俗に反する行為、その他相手方の信用、名誉を毀損する等の背信的行為があったとき
 - (11) 解散し、又は事業を廃止したとき
 - (12) 信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、甲乙間の信頼関係が損なわれ、本契約等の継続が困難であると認める事態が発生したとき
 - (13) その他本契約等を継続し難い重大な事由が生じたとき
3. 前項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
 - (4) 反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有しないこと
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
 - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

2. 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを表明し、かつ保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲は、乙が、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約等を解除することができる。
4. 前項の規定により本契約等が解除された場合には、乙は甲に対し、解除により甲が被った損害を賠償する。
5. 乙は、第3項の規定により本契約等が解除され、当該解除により損害が生じた場合でも、甲に対し、損害賠償請求を行わない。

第 15 条 (契約期間)

令和 年 月 日 (契約締結日) から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

第 16 条 (中途解約)

1. 甲又は乙は、前条の規定にかかわらず、書面（本条においては、電磁的方法を含む。）により 2 か月前までに契約終了の日（以下「解約日」という。）を定めて他の当事者に通知することにより、損害賠償その他一切の負担を伴うことなく、本契約を解約できるものとする。ただし、契約期間内に収納した寄附金の振込日が解約日以降である場合、解約日に契約自体は終了するといえども、乙は、当該寄附金の振込みの完了まで収納事務を履行する。
2. 前項にかかわらず、乙は収納事務の継続が著しく困難である場合には、いつでも収納事務の提供を中断又は終了することができる。ただし、乙は既に収納済みの寄附金についての甲に対する振込義務は免れない。

第 17 条 (権利義務の譲渡等の禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意なく、本契約により生じた本契約上の地位を移転し、又は本契約により生じた自己の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは担保に供することはできない。

第 18 条 (残存条項)

本契約が終了した場合でも、第7条（秘密の保持）、第8条（資料の廃棄）、第10条（個人情報の保護）、第12条（損害賠償責任）、第13条（解除）第3項、第14条（反社会的勢力の排除）第4項及び第5項、第16条（中途解約）、第17条（権利義務の譲渡等の禁止）、本条（残存条項）並びに第19条（準拠法・管轄裁判所）の各規定は有効に存続する。

第 19 条 (準拠法・管轄裁判所)

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する甲及び乙の間の訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

第 20 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項又は契約書の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙で協議し定めるものとする。

以上、甲及び乙は、本契約成立の証として、本書を3通作成し、各当事者記名押印又は署名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：東京都豊島区南池袋2-45-1

豊島区

豊島区長 高野 之夫

乙：東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー

株式会社メルカリ

代表取締役 山田 進太郎

株式会社メルペイ

代表取締役 青柳 直樹

何をお探しですか？



メルカリ > 個人データの安全管理に係る基本方針

個人データの安全管理に係る基本方針

弊社グループは、お客様からの信頼を第一と考え、以下の基本方針に沿って個人データを厳格に管理し、個人情報保護法等の関係法令や規範を遵守するとともに、個人データの安全管理に努めることを宣言します。

1. 個人データの安全管理方法

弊社グループは、個人データへの不当なアクセス、およびその破壊、改ざん、漏洩を防止するため、使用するコンピュータに対してはウィルスチェックプログラムによるコンピュータウィルス対策を徹底する等、個人データの厳重な安全管理対策を実施します。また、個人データの安全管理に関する組織・態勢や社内規程等を整備・運用するとともに、情報セキュリティに関する環境の変化や個人データの安全管理に関する法令・規範の改正に合わせて継続的に管理態勢を見直し、個人データの安全管理に努めます。

2. 組織・態勢

弊社グループは、個人情報の取扱いに関する責任部署およびシステム管理の責任部署を設置するとともにそれぞれの役員を管理責任者として任命し、個人データの安全管理を実施します。

3. 社内規程等の整備と運用

弊社グループは、個人データの安全管理を実行するため、「個人情報保護規程」「情報システム管理規程」等の関連規程類を定めるとともに、個人データの適正な管理方法等に関する社員教育を徹底いたします。

4. 個人データの安全管理に関する質問および苦情窓口

弊社グループは、個人データの安全管理に万全を期しますが、弊社グループの個人データの安全管理に関してご質問や苦情のお申出をいただいた際には、誠実に対応させていただきます。

〒106-6118 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 18F
株式会社メルカリ 個人情報担当者宛
support@mercari.jp

出品



平成29年11月13日付

メルカリについて

会社概要（運営会社）

採用情報

プレスリリース

公式ブログ

メルカリロゴ利用ガイドライン



プライバシーと利用規約

プライバシーポリシー

メルカリ利用規約

コンプライアンスポリシー



日本

United States

ヘルプと各種情報

メルカリガイド

らくらくメルカリ便

ゆうゆうメルカリ便

梱包・発送たのメル便

あつよメルカリ便

車体取引ガイド

メルカリあんしん・あんぜん宣言！

偽ブランド品撲滅への取り組み

個人データの安全管理に係る基本方針

特定商取引に関する表記

資金決済法に基づく表示

法令順守と犯罪抑止のために

© Mercari, Inc.



メルカリを介した寄附金募集について

「としま子ども若者応援基金」への寄附金受入の窓口をさらに広げるため「メルカリ（フリーマーケットアプリ）」を介した寄附金募集を実施する。

1. メルカリを介した寄附金募集の概要

○【寄附イメージ】

メルカリで商品を販売して得た売上金（メルペイ残高）を用いて、指定した寄附先に寄附を行うもの。

1. メルカリで商品を売る



出品する

2. 寄附先を選びメルペイ残高を寄附



※メルペイ残高利用のためには、「アプリでかんたん本人確認」または「お支払い用銀行口座の登録」をする必要があります。

3. 寄附先に寄附金が届く



○【取り扱う個人情報および収集方法等について】

第2回個人情報保護審議会の際に承認いただいた「インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合（さとふる）」との比較 ※以下、さとふる

媒体名／項目	取り扱う個人情報	寄附金の収納事務	取り扱う個人情報の照会・収集方法
メルカリ	氏名、住所、寄附日、寄附金額、電話番号	事業者へ委託	電子メールで収集
さとふる	氏名、住所、寄附日、寄附金額、電話番号 ※その他数項目	事業者へ委託	管理者専用サイトにログインして収集

※取り扱う個人情報の照会・収集方法が異なる

2. 令和3年度第5回個人情報保護審議会にあたって

「インターネットの利用に関する審議会事前一括承認基準」の中に、「4. 電子メール等による個人情報の収集」の規定はあるが、個人情報を含む寄附情報を電子メールで照会・収集することが、一括承認基準に記載のある『電子メール等による照会、要望、相談、苦情等』に該当するか明確に判断することができないため諮問する。

諮問資料（電子計算機の結合）

令和4年3月29日

税務課

1 件 名	滞納管理システムと預貯金電子照会システム (pipitLINQ) の結合		
2 業務の概要	1 内 容	現在滞納管理システムから滞納者情報を紙文書で出力し、金融機関へ預金照会を行っているものを電子照会に切り替える。	
	2 対象者等	税務課の滞納管理システムに登録された滞納者	
	3 相手先	株式会社NTTデータ・アイ	
	4 結合方法	本区の基幹システム（滞納管理システム）と、NTTデータ・アイの電子照会システム（pipitLINQ）とを、LG-WAN回線を介して結合し、各金融機関へ預貯金照会を行う。	
	5 理 由	預貯金照会を文書による照会から電子化することにより、照会から回答にかかる期間が大幅に短縮されるほか、事務量の削減・ペーパーレス化などのメリットを受けられるため。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	該当なし		
5 諮問理由	新規事業であり、一括承認基準に該当がないため		
6 取り扱う個人情報	電子計算機と結合するもの	理 由	
	別表のとおり		
7 電子計算機の結合する時期及び期間	本審議会の承認後とする。		

滞納管理システム登録情報

処理業務: 財産調査における預貯金等照会業務

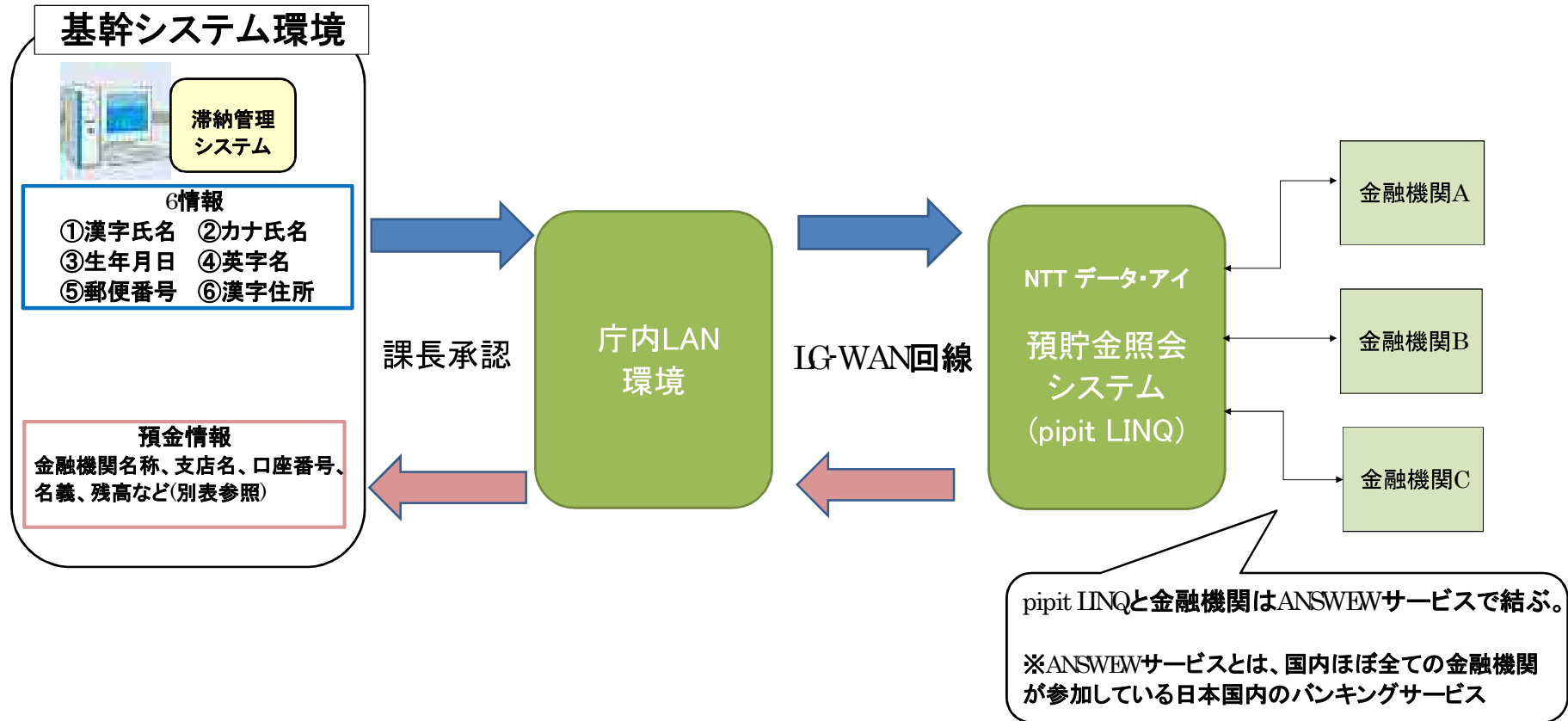
項目名	理由
1 漢字氏名	滞納者の口座情報を特定するため
2 カナ氏名	
3 生年月日	
4 英字名	
5 郵便番号	
6 漢字住所	

受領する預金情報

項目名
(1)回答結果一覧
金融機関コード
金融機関名称
支店番号
顧客番号
口座番号
取引有無
(2)金融機関情報
金融機関コード
金融機関名
回答基準日
カナ氏名
漢字氏名
漢字住所
電話番号
勤務先
勤務先の連絡先
(3)口座情報
支店名
最終取引日(満期日)
支店番号
口座種別
最終取引日(満期日)
口座番号
残高
(4)その他取引
証書貸付
手形貸付
割引手形
当座借越

項目名
(5)担保、保護預、出資金
担保有無
出資金口数
貸金庫・保護預有無
出資金合計金額
(6)金融機関任意情報
(7)取引明細表
金融機関コード
金融機関名
支店番号
支店名
種類
口座番号
名義
取引開始日
取引停止日
最終取引日
履歴対象
年月日
時間
摘要
出金
入金
残高

流れ図(税務課 財産調査における預貯金等照会業務の電算処理)



第三百三十六条 滞納処分費は、国税の滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産等の保管、運搬、換価及び第九十三条（修理等の処分）の規定による処分、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用（通知書その他の書類の送達に要する費用を除く。）とする。

（滞納処分費の配当等の順位）

第三百三十七条 滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に先だつて配当し、又は充当する。

（滞納処分費の納入の告知）

第三百三十八条 国税が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差し押えようとするときは、税務署長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納入の告知をしなければならない。

第六節 雑則

第一款 滞納処分の効力

（相続等があつた場合の滞納処分の効力）

第三百三十九条 滞納者の財産について滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法人が合併により消滅したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

- 2 滞納者の死亡後その国税につき滞納者の名義の財産に対してした差押えは、当該国税につきその財産を有する相続人に対してされたものとみなす。ただし、徴収職員がその死亡を知っていたときは、この限りでない。
- 3 信託の受託者の任務が終了した場合において、新たな受託者が就任するに至るまでの間に信託財産に属する財産について滞納処分を執行した後、新たな受託者が就任したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。
- 4 信託の受託者である法人の信託財産に属する財産について滞納処分を執行した後、当該受託者である法人としての権利義務を承継する分割が行われたときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

（仮差押等がされた財産に対する滞納処分の効力）

第三百四十条 滞納処分は、仮差押又は仮処分によりその執行を妨げられない。

第二款 財産の調査

（質問及び検査）

第三百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合にお

ける当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

(搜索の権限及び方法)

第百四十二条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

- 2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
 - 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
 - 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。
- 3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

(搜索の時間制限)

第百四十三条 搜索は、日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手した搜索は、日没後まで継続することができる。

- 2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、搜索することができる。

(搜索の立会人)

第百四十四条 徴収職員は、搜索をするときは、その搜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまのあるものを立ち合わせなければならない。この場合において、これらの者が不在であるとき、又は立会いに応じないときは、成年に達した者二人以上又は地方公共団体の職員若しくは警察官を立ち合わせなければならない。

(出入禁止)

第百四十五条 徴収職員は、搜索、差押又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に入出することを禁止することができる。

- 一 滞納者
- 二 差押に係る財産を保管する第三者及び第百四十二条第二項（第三者に対する搜索）の規定により搜索を受けた第三者
- 三 前二号に掲げる者の同居の親族

関係文書② 総務省通知

総 税 電 第 3 号
令和 3 年 7 月 1 日

各道府県総務部長 } 殿
東京都総務・主税局長 }

総務省自治税務局電子化推進室長

預貯金等の照会・回答業務のデジタル化の推進について

各種法令に基づき、行政機関と金融機関間で行う預貯金等の照会・回答については、原則書面で行われており、双方において大きな業務負担となっています。また、金融機関において回答に時間を要する場合があります、行政機関の業務に支障が生じるケースも存在しています。

こうしたことを踏まえ、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」（事務局：内閣官房情報推進技術（IT）総合戦略室及び金融庁）による「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」（令和元年 11 月）において、「預貯金等の照会・回答業務について、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することとし、また、デジタル化の取組を普及させることにより、省力化・迅速化を実現する」こととされ、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）においては、「書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、照会・回答業務を段階的にデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る」こととされています。

各地方団体におかれては、既に独自の取組として、金融機関との間の預貯金等照会・回答業務のデジタル化に取り組んでいる団体もあると承知していますが、地方税関係の照会・回答が多くを占めている現状を踏まえ、より積極的な検討をお願いします。

また、市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を御連絡願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

【連絡先】

総務省自治税務局電子化推進室
担当：佐久間係長、羽田
TEL：03-5253-5663

諮問資料（業務委託）

令和4年3月29日

文化観光課

1 件 名	Tokyo Music Evening Yube観覧募集、発券、観覧料収納業務委託に係る措置について	
2 業務の内容	池袋西口公園野外劇場（GLOBAL RING THEATRE）で開催している本格的なクラシックコンサート「Tokyo Music Evening Yube」の観覧について、持続的・安定的な事業継続、クオリティの高い公演を実施するため、一部の公演を有料化し、観覧料収納業務を委託する。	
	1 内 容	有料公演の場合、チケット申し込み後の支払い方法は、オンライン予約におけるクレジット払い、セブンイレブンでの支払い、としまチケットセンター窓口での現金払い、クレジットカード払い、電子マネー決済、QRコード決済の方法がある。適正な方法により観覧料を徴収し、区が定める納付書により、概ね公演終了後の3か月後初旬までに、徴収した観覧料を区へ納付する。
	2 該当者等	Tokyo Music Evening Yubeの有料観覧の申込をする者全て
	3 委託理由	オンライン経由での観覧申込が原則となるが、スマートフォンやパソコンの扱いに慣れていない観覧希望者もあり、窓口での応募、観覧料収納、発券手続きが必須の条件となっている。この条件を満たす事業者は、GLOBAL RINGを管理し、としまチケットセンターを運営する公益財団法人としま未来文化財団に委託する以外に方法はなく、無料公演の観覧募集については、既に令和3年度より公益財団法人としま未来文化財団に委託している。
4 効 果	豊島区立芸術文化劇場、あうるスポット、GLOBAL RINGでの公演については、令和4年度も引き続きとしまチケットセンターを活用することにより、豊島区のアート・カルチャーシーンを一体的に告知することが可能となる。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	個人情報項目
	無	(1) 氏名 (2) 性別 (3) 生年月日 (4) 住所 (5) 電話番号 (6) メールアドレス (7) 同行者の氏名 (8) 会員ID/パスワード (9) クレジットカード情報
4 過去の類似案件	Tokyo Music Evening Yubeは、コロナ禍の感染防止対策のため、「事前申込制」を採用した。その際、受託者が個人情報を収集することになるため、令和3年3月29日に開催された令和2年度第6回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会において、一括承認基準類型16にて、承認された。	
5 諮問理由	区が主催するクラシックコンサートの有料公演において、受託者が観覧申込者から個人情報を収集して、観覧料を収納する業務は初めての試みであるため。	
6 取り扱う個人情報	別表『6 「取り扱う個人情報」の項目』のとおり	
7 情報の保護	変更した条項はなし	
8 審議する対象範囲	別紙2「流れ図」のうち、次の範囲である。	
	1	観覧申込者から事業者へ（個人情報の収集）
9 委託先	本審議会承認後、としまチケットセンターを運営する公益財団法人としま未来文化財団と特命随意契約を締結する予定。	
10 契約締結予定日	令和4年4月1日	

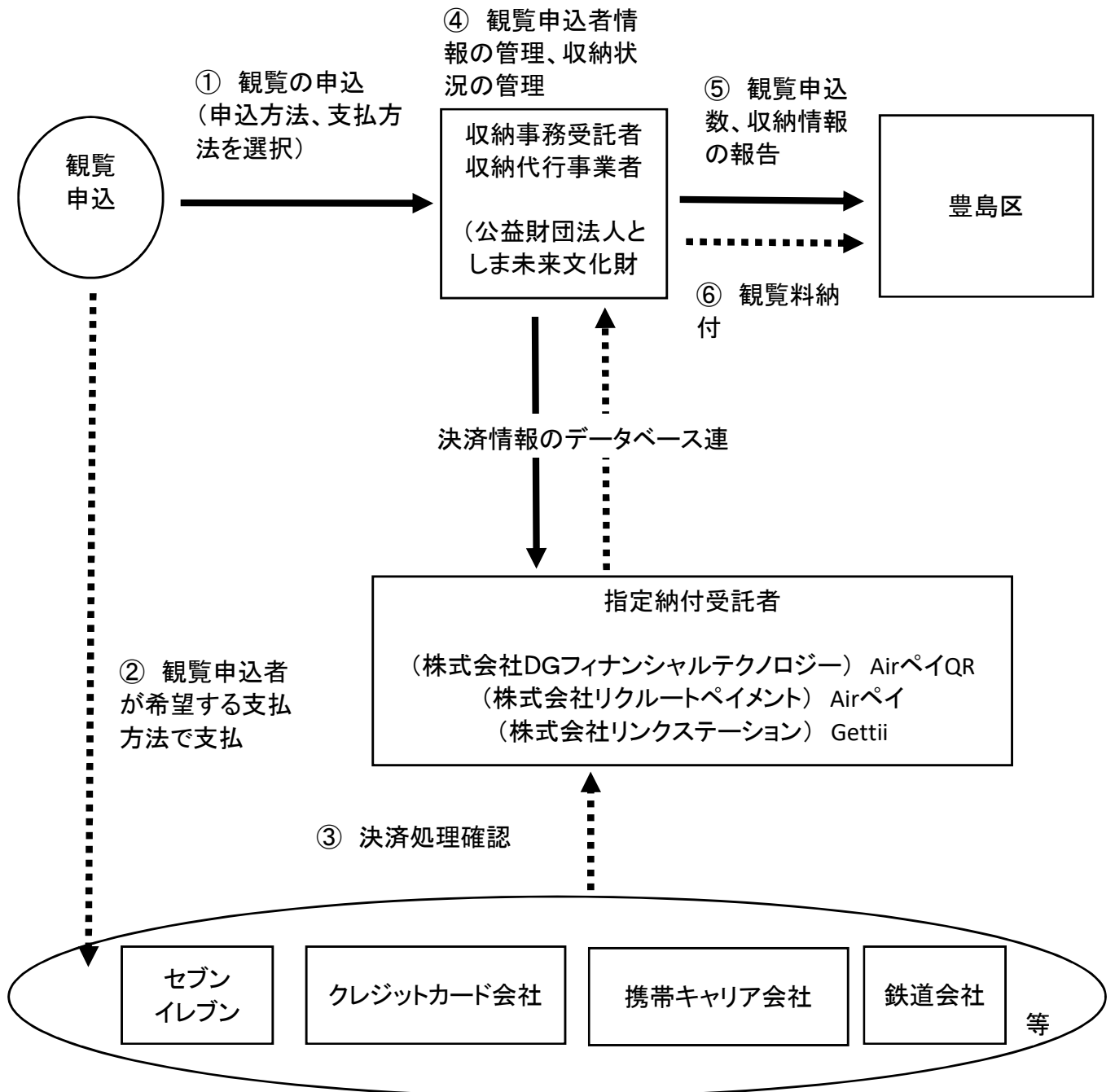
資料3 (別表)

6 「取り扱う個人情報」の項目

1 事業者が収集する情報	理 由
① 氏名	電話受付、窓口受付、Web受付で必要
② 性別	Web受付で必要
③ 生年月日	Web受付で必要
④ 住所	Web受付で必要
⑤ 電話番号	電話受付、窓口受付、Web受付で必要
⑥ メールアドレス	Web受付で必要
⑦ 同行者の氏名	電話受付、窓口受付、Web受付で必要
⑧ 会員ID／パスワード	Webチケット会員、豊島区民会員の場合、必要
⑨ クレジットカード情報	クレジットカードによる支払いを希望する場合は、カード情報を登録

資料3 (別紙2)

Tokyo Music Evening Yube観覧募集、発券、観覧料収納業務委託実施の流れ



資料 3 (別紙 3)

2022.3.15

としまチケットセンター 販売時確認項目

販売方法/内容	会員種別	無料公演	有料公演
電話/予約受付 窓口/直接販売・予約 済チケット発券	全会員の対応有	確認項目 ・申込者氏名 ・電話番号 ・同行者氏名	同左 ※窓口にて現金以外(クレジット・QR決済)を希望の場合は、決済に必要な情報をスキャン(電話にて決済情報を伺うことはしない)
WEB/予約受付	Webチケット会員 として購入 (要会員登録)	<登録情報> ・会員ID/パスワード ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス ・同行者情報(購入の都度)	同左 ※クレジット支払希望の場合は、カード情報を登録
	豊島区民会員 として購入 (要会員登録)	<登録情報> ・会員ID/パスワード ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・住所(豊島区住所) ・電話番号 ・メールアドレス ・同行者情報(購入の都度)	同左 ※クレジット支払希望の場合は、カード情報を登録
	非会員として購入 (会員登録不要)	・氏名 ・電話番号 ・メールアドレス	同左 ※クレジット支払希望の場合は、カード情報を登録

※クレジット支払設定の有無は公演により主催者が決定

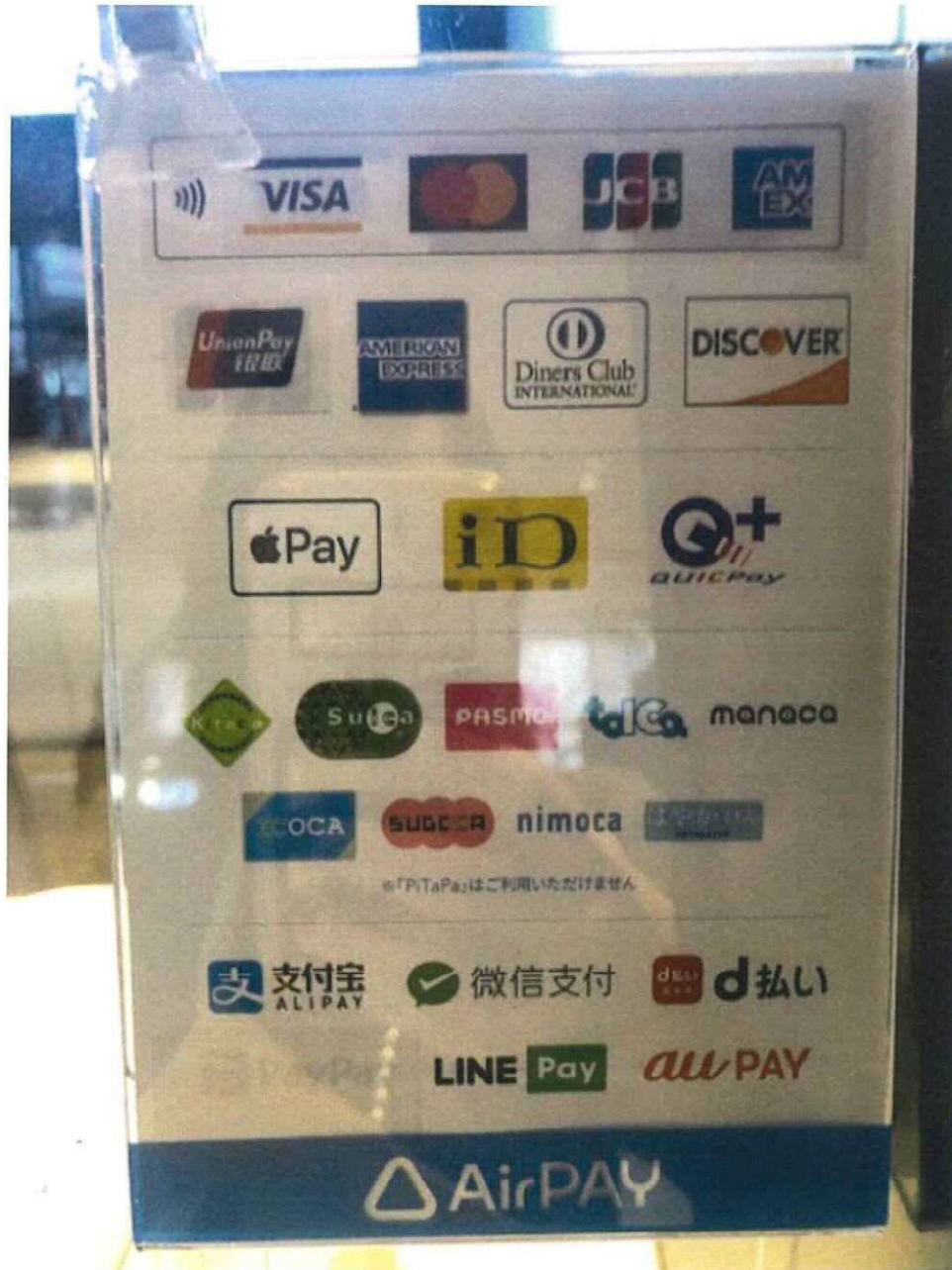
資料3 (別紙4)

としまチケットセンター 収納方法一覧

申込	支払場所	支払方法	収納システム会社	備考
としまチケットセンター窓口	窓口	現金	-	直接財団が収納
	窓口	カード・電子マネー (Airペイ)	株式会社リクルートペイメント	左記会社より振込で財団に収納
	窓口	QR決済 (AirペイQR)	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	左記会社より振込で財団に収納
としまチケットセンター電話	窓口	現金	-	直接財団が収納
	窓口	カード・電子マネー (Airペイ)	株式会社リクルートペイメント	左記会社より振込で財団に収納
	窓口	QR決済 (AirペイQR)	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	左記会社より振込で財団に収納
	セブンイレブン	セブンイレブンレジ (現金のみ)	株式会社リンクステーション	左記会社より振込で財団に収納
としまチケットセンターWEB	セブンイレブン	セブンイレブンレジ	株式会社リンクステーション	左記会社より振込で財団に収納
	カード決済	カード (Gettii)	株式会社リンクステーション	左記会社より振込で財団に収納

↓スマホ決済センター 現金以外の支払い方法一覧: ①~④
(窓口)

4x 株式会社システム ①~③: 株式会社 ヴィルトベイク
④: 株式会社 デイジー デジタルマーケティング



①
クレジットカード

②
iD / auicpay

③
交通系

④
QR

※「PiTaPa」はご利用いただけません

資料3（別紙6）

仕 様 書

1 件 名

Tokyo Music Evening Yube 観覧募集、発券、観覧料収納業務委託（単価契約）

2 履行期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

3 履行場所

としまチケットセンター

豊島区東池袋1-20-10 としま区民センター1階

4 としまチケットセンターにおける観覧募集

① オンライン24時間受付 <https://www.e-get.jp/tsm-mirai/pt/>

② 窓口 としまチケットセンター（としま区民センター1階）

③ 電話 0570-056-777（特電：0570-000-589）

* 営業時間：電話10:00～17:00 窓口10:00～19:00

臨時休業あり

* チケットの引取 としまチケットセンター窓口、全国のセブンイレブン、
公演当日会場受付での引換

5 としまチケットセンター利用料

区は受託者が別紙2-1に定める利用料を支払う。

6 業務内容

豊島区文化観光課が所管し、GLOBAL RING で開催する Tokyo Music Evening Yube
に係る観覧募集、発券、観覧料収納業務

（1）観覧募集までの準備業務

① 販売スケジュールの調整

② ホームページ等広報媒体への掲載内容確認

③ チケット販売システムへの公演登録

④ 公演登録情報の送付

・公演登録確認用データの作成・送付（公演情報、発売画面プレビュー、チケット券面デザイン、座席明細）

・「WEB 週報」閲覧用 ID・PW の発行

・チケット取扱い確認書の作成から受領確認

（2）前売り期間中の業務

追加配券登録・返券業務

(3) 観覧募集終了・返券に係る業務

- ① 最終観覧募集日は、公演日前日とする。
- ② 最終返券日は、公演日当日とする。
- ③ 返券形態は、原券返券または明細返券とする。

(4) 公演当日のチケット引き渡し業務

公演当日、受付開始前に受託者から区へ予約者名を記載した封筒に入ったチケットをとしまチケットセンター1階カウンターにて引き渡す。

引き渡しは公演受付時間の1時間前までに完了すること。

(5) 観覧料の徴収・収納方法

有料公演の場合、チケット申し込み後の支払い方法は、オンライン予約におけるクレジット払い、セブンイレブンでの支払い、としまチケットセンター窓口での現金・クレジット払い・2次元コード決済を選択可能とすること。

(6) 観覧料の納付

上記方法により徴収した観覧料は、区が定める納付書により、概ね公演終了月の3か月後初旬までに区へ納付する。

(7) 公演延期・中止に伴う対応業務

天災・疫病などやむを得ない事情により公演の延期・中止が決定された場合、委託者の指示に基づき直ちに販売を止め、予約者に対しメールおよび電話にて連絡を行う。

但し委託者の自己都合による大幅な変更や延期・中止決定については対応業務外とし、予約者への連絡業務が発生する場合には別途実費経費を請求できるものとする。

7 支払方法

事業完了後、受託者より公演実績に基づく適正な請求書を徴し、請求日より起算して30日以内に支払う。

8 その他

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用する場合、自動車の種類はディーゼル自動車以外の自動車（天然ガス車、LPG車、ガソリン車等）又は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）に適合するディーゼル車を使用すること。なお、ディーゼル自動車を使用する場合は、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。また、業務履行、書類提出、打合せ等で本庁舎に来庁する場合の駐車場に掛かる費用については受託事業者の負担とする。
- (2) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年条例第86号）を遵守し、また、区における障害を理

由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 5 月 31 日施行）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。

- (3) 本契約の履行に当たっては、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」、「豊島区男女共同参画推進条例」及び「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を踏まえ、性自認及び性的指向に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (4) 受託事業者は常に従事者の健康管理に留意の上、健康状態を把握し、業務に支障のないようにすること。
- (5) 監督員は、別添 1「履行確認チェックシート」により、履行状況を確認するとともに必要な監督を行うものとする。
- (6) 契約締結後、業務計画書を作成し業務着手前に区に提出すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定すること。
- (8) 個人情報の取り扱いについては、別紙 1「個人情報特記事項」を遵守すること。
また、契約締結後、受託事業者から別添 2「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」を聴取すること。

9 問い合わせ先

豊島区 文化商工部 文化観光課 観光企画グループ 亀山

〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-45-1

電話：03-3981-4623

個人情報 特記事項

（基本的責務）

第1条 Tokyo Music Evening Yube 観覧募集、発券、観覧料収納業務委託（単価契約）の受託事業者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する豊島区（以下「甲」という。）の施策に協力するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、本個人情報特記事項を遵守しなければならない。

（取り扱う個人情報の範囲等）

第2条 乙は、受託業務の処理に当たっては、次に掲げる個人情報に限り取り扱うことができるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス
- (7) 同行者の氏名
- (8) 会員ID／パスワード
- (9) クレジットカード情報
- (10) その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、収集に当たって事前に甲と協議し、甲の承認を得たもの

2 乙は、受託業務に係る個人情報を取り扱う作業責任者及び作業従事者の氏名を、あらかじめ甲に報告しなくてはならない。変更するときも、同様とする。

（受託業務に従事する者の義務）

第3条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

（セキュリティ対策の整備義務）

第4条 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。

特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による個人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。

2 乙は、受託業務に従事している者に対して、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を実施しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 乙は、第2条第1項各号に掲げる個人情報（以下「取り扱う個人情報」という。）を受託業務の目的以外の目的で利用してはならない。

(外部提供の制限)

第6条 乙は、取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、区民等の福祉の向上のために特に必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、あらかじめ、提供先の名称、提供先の利用目的、利用方法、利用期間等を甲に通知しなければならない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、受託業務の一部を再委託できるものとする。

2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を監督するとともに、甲の求めに応じて、監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(複写又は複製の制限)

第8条 乙は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第9条 乙は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出しをしてはならない。

(資料等の返還義務)

第10条 乙は、受託業務が終了したときは、取り扱う個人情報が記録された資料等を、速やかに、甲に返還しなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告)

第11条 乙は業務着手時に、個人情報の取扱いの遵守状況について「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」により甲に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第12条 甲は、委託業務の処理において、取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、乙はこれに応じなければならない。

(施設等の立入検査又は調査に応じる義務)

第13条 甲は、個人情報の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の立入検査及び調査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第14条 甲は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

4 前項の他、乙は区の求めに応じて、受託業務の処理の状況又は結果を区に報告しなければならない。

(契約解除)

第16条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、甲は契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。

(罰則)

第18条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

(1) 受託業務に従事している者又は従事していた者

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- (2) 業務を受託した法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）又は人
100万円以下の罰金

第19条 受託業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、条例第47条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

- (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) 業務を受託した法人又は人
50万円以下の罰金

業務委託報告資料

令和4年3月29日

福祉総務課

1 件名	生きづらさ支援員体制構築事業	
2 業務の内容	生きづらさを抱えた区民に対する専門相談員による相談事業	
	1 内容	ひきこもり等の生きづらさを抱えた相談者に対し、臨床心理や社会福祉などの観点をもつ専門員が対応し、解決まで寄り添って支援する。
	2 対象者・取扱件数等	豊島区在住のひきこもり等の生きづらさを抱えた者 80件/年（予測数値）
	3 理由・効果	生きづらさを抱えた相談者への対応は、医療（特に心理）や社会福祉など専門的な知識を必要とするため。効果について、これら相談者の最初のアプローチは最も重要であり、その際に専門的な対応ができることは支援の継続性を維持できる効果がある。
3 取り扱う個人情報	取り扱う個人情報及び収集並びに提供するもの	
	1 区が収集して事業者提供するもの 氏名、住所、性別、年齢、電話番号	取り扱う理由 相談対応窓口のため、相談者の相談内容や健康状態等は把握する必要があるため。
	2 事業者が収集するもの 氏名、住所、性別、年齢、電話番号、健康状態、障害の程度、相談内容、電子メールアドレス	
4 収集禁止事項の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有（類型18で取り扱う個人情報に含まれる） <input type="checkbox"/> 無	
5 守るべき事項の該当性	1 個人情報保護の管理責任体制 <input checked="" type="checkbox"/> プライバシーマーク使用許諾事業者 <input type="checkbox"/> 所管課により確認	
	2 取り扱う個人情報のセキュリティ対策 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報を紙媒体で提供する委託 受託者が守るべき事項 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input checked="" type="checkbox"/> 区の施設で電算処理を行う委託 (1) 所管課が確認すべき事項 <input checked="" type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 (2) 受託者が守るべき事項 <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input type="checkbox"/> 区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送、又はインターネット通信回線等による送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理	
	3 業務の再委託 <input type="checkbox"/> 有 再委託の内容 再委託先 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
6 審議会事前一括承認基準の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託に関する審議会事前一括承認基準（平成12年12月22日 12答申第1号） ※類型 18 に該当	
7 委託先	特定非営利活動法人 インクルージョンセンター東京オレンヂ	
8 委託の時期	<input type="checkbox"/> 令和4年4月1日～令和5年3月31日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年4月1日から継続

業務委託報告資料

令和4年3月29日

高齢者福祉課

1 件名	令和3年度認知症検診事業委託（単価契約）	
2 業務の内容	認知症検診事業	
	1 内容	認知症検診事業
	2 対象者・ 取扱件数等	対象者：認知症検診の受診者 件数：約200名（予定数）
	3 理由・ 効果	認知症検診事業の実施にあたって、認知症検診ができる医師、及び認知症検診を実施できる医療施設の確保が必要不可欠であるが、区が単独で体制を整備することは極めて困難である。地域医療に精通している豊島区医師会へ委託することで、当該事業の実効性を担保することが期待できる。
3 取り扱う個人情報		取り扱う理由
	1 区が収集して事業者提供するもの なし	検診事業に必要な情報のため
2 事業者が収集するもの 氏名、性別、生年月日、住所、続柄、電話番号、健康状態、診療内容、検診検査内容、職業、居住状況		
4 収集禁止事項の有無	<input type="checkbox"/> 有（類型_____で取り扱う個人情報に含まれる） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
5 守るべき事項の 該当性	1 個人情報保護の管理責任体制 <input type="checkbox"/> プライバシーマーク使用許諾事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課により確認	
	2 取り扱う個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報を紙媒体で提供する委託 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input type="checkbox"/> 区の施設で電算処理を行う委託 (1) 所管課が確認すべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 (2) 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input type="checkbox"/> 区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送、又はインターネット通信回線等による送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理	
	3 業務の再委託 <input type="checkbox"/> 有 再委託の内容 再委託先 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
6 審議会事前一括承認 基準の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託に関する審議会事前一括承認基準（平成12年12月22日 12答申第1号） ※類型3に該当	
7 委託先	公益社団法人豊島区医師会	
8 委託の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年8月26日～令和4年3月31日	<input type="checkbox"/> 年 月 日から継続

業務委託報告資料

令和4年3月29日

高齢者福祉課

1 件名	豊島区認知症検診案内等の印刷・封入・封緘委託	
2 業務の内容	認知症検診対象者向け郵送物の印刷・封入・封緘の業務委託	
	1 内容	・ 認知症検診問診票、認知症検診のご案内、送付用封筒の印刷作業 ・ 当該印刷物、及び区が別途印刷するパンフレット等の封入封緘作業
	2 対象者・取扱件数等	対象者：70歳・75歳の区民（令和4年3月末時点の年齢） 件数：約5,000件
	3 理由・効果	当該印刷作業にあたって、（約5,000部）問診票への「宛名氏名・住所・郵便番号」等の印字や送信用封筒の印刷が必要となるが、区職員が単独で確実・迅速に実施することは困難である。印刷事業に精通している印刷事業者に委託することで、当該事業の実効性を担保することが期待できる。
3 取り扱う個人情報	1 区が収集して事業者提供するもの 対象者（区民）の氏名・住所	取り扱う理由 発送業務に必要な情報のため。
	2 事業者が収集するもの なし	
4 収集禁止事項の有無	<input type="checkbox"/> 有（類型_____で取り扱う個人情報に含まれる） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
5 守るべき事項の該当性	1 個人情報保護の管理責任体制 <input type="checkbox"/> プライバシーマーク使用許諾事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課により確認	
	2 取り扱う個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報を紙媒体で提供する委託 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input type="checkbox"/> 区の施設で電算処理を行う委託 (1) 所管課が確認すべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 (2) 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input checked="" type="checkbox"/> 区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送、又はインターネット通信回線等による送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託 受託者が守るべき事項 <input checked="" type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理	
	3 業務の再委託 <input checked="" type="checkbox"/> 有 再委託の内容：宛名データ（郵便番号・住所・宛名・カスタムコード）の印字 再委託先：ディーエムソリューションズ株式会社 <input type="checkbox"/> 無	
6 審議会事前一括承認基準の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託に関する審議会事前一括承認基準（平成12年12月22日 12答申第1号） ※類型4・5に該当	
7 委託先	株式会社白峰社	
8 委託の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年10月4日～令和3年11月30日	<input type="checkbox"/> 年 月 日から継続

令和3年度 第6回 豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会

住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について（報告）

令和4年3月29日

区民部 総合窓口課

目 次

1. 令和3年度「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表による自己点検」の実施について【資料1-1】・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 住民基本台帳ネットワークシステムに係る「チェックリストによる自己点検」の実施について（住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表）【資料1-2】・・・ P 2
3. CSルーム入退室状況について【資料2】・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
4. マイナンバーカードの交付及び利用状況【資料3】・・・・・・・・ P 4

「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している

既設ネットワークに関する調査表による自己点検」の実施について

住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ強化の一環として、平成 14 年度から「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」（以下「チェックリスト」という。）による自己点検を各市区町村で実施している。

令和 3 年度においても、総務省より都道府県あてにチェックリストによる自己点検及びシステム運営監査を実施する旨の通知があり、都からの依頼に基づき、豊島区でも自己点検を実施し、都へ報告した。

* 自己点検の目的（依頼通知別紙より抜粋）

「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存方法に関する技術的基準」（平成 14 年総務省告示第 334 号。）、「個人番号カード等に関する技術的基準」（平成 27 年総務省告示第 314 号。）及び「住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針」（平成 27 年 10 月 5 日地方公共団体情報システム機構制定。）等に基づく各自治体における対策の状況を自治体が自ら点検し、職員の意識を高めるとともに、必要な対策の見直し等を行い、セキュリティの維持向上を図る。

住民基本台帳ネットワークシステムに係る「チェックリストによる自己点検」の実施について
 (住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表)

- ・ 総務省が指定する「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」に基づき、令和3年8月に自己点検を実施。
- ・ 点検結果は、全て回答番号3を満たした。

回答番号	内容	
0	該当しない	関係するシステムが存在しない等、質問項目に該当しない。
1	整備していない	規程等を常備していない。質問項目について、規程等で定められていない。
2	整備している	当該項目を実現する手続について、規程等により定められている。
3	運用している	定められた手続について、関係する職員に周知されており、かつ、適切に運用されている。

⇒ 豊島区総平均点

今回 令和3年8月実施	3点
前回 令和2年8月実施	3点

※共に小数点第3位四捨五入

CSルームの入退室状況について

1. 延べ入退室者数 983 人

2. 期間 令和2年度

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
職員	963	1,078	1,109	1,027	698	270	270	376	317	343	331
ベンダー等	20	21	33	71	90	297	297	360	277	486	652
合計	983	1,099	1,142	1,098	788	567	567	736	594	829	983

令和2年度 月別状況

各月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員	35	36	29	23	31	22
ベンダー等	38	48	83	64	43	48
月計	73	84	112	87	74	70
各月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員	25	21	29	24	29	27
ベンダー等	38	46	86	32	64	62
月計	63	67	115	56	93	89

合計	
職員	331
ベンダー等	652
総合計	983

3. 入退室理由

◆職員

CSエラーチェック
 CSサーバ保守
 CS作業
 サーバ各種作業(確認・点検・搬出)
 停電対応
 ソフト導入作業
 納品の検品
 財務サーバ構築
 ブレーカー交換
 作業立ち合い
 見学
 写真撮影
 ONU回収
 メディア交換

◆ベンダー等業者

CSサーバ保守作業
 サーバHDD交換作業
 AP交換作業
 ネットワーク更改作業
 監視サーババックアップ作業
 校務DNSサーバ作業
 ラック搭載
 サーバ導入作業
 ライセンス更新
 漏水対応
 認証サーバ切り替え作業
 財務サーバ搬入・構築作業
 図面調査
 SFB作業
 消防設備点検
 KDDI光回線工事
 PC回収
 ワークステップ豊島作業

令和3年度マイナンバーカードの交付及び利用状況

1. 住民基本台帳カードについて

住民基本台帳カードについては、平成27年12月をもって交付終了。

すでに交付済みの有効な住民基本台帳カードについては、継続して事務処理を行う。

2. 23区マイナンバーカードの交付状況(令和3年12月31日現在)

※マイナンバーカードの交付は平成28年1月より開始

区名	人口	申請数	申請率	交付数	交付率 (対人口)
千代田区	67,216	40,698	60.5%	33,150	49.3%
中央区	170,583	109,903	64.4%	91,190	53.5%
港区	259,036	164,945	63.7%	133,712	51.6%
新宿区	345,231	212,184	61.5%	162,165	47.0%
文京区	226,574	130,113	57.4%	107,641	47.5%
台東区	203,647	122,438	60.1%	100,249	49.2%
墨田区	275,647	155,267	56.3%	123,389	44.8%
江東区	526,301	316,039	60.0%	252,184	47.9%
品川区	406,404	222,411	54.7%	180,051	44.3%
目黒区	281,317	165,740	58.9%	138,724	49.3%
大田区	733,672	405,308	55.2%	329,456	44.9%
世田谷区	920,372	502,816	54.6%	413,176	44.9%
渋谷区	230,506	135,941	59.0%	106,871	46.4%
中野区	334,632	188,289	56.3%	144,894	43.3%
杉並区	573,504	316,038	55.1%	267,124	46.6%
豊島区	287,300	176,260	61.4%	138,420	48.2%
北区	353,158	192,546	54.5%	154,613	43.8%
荒川区	216,535	114,574	52.9%	92,802	42.9%
板橋区	570,213	322,401	56.5%	251,570	44.1%
練馬区	740,099	404,710	54.7%	343,443	46.4%
足立区	691,002	347,495	50.3%	269,405	39.0%
葛飾区	463,691	235,799	50.9%	191,303	41.3%
江戸川区	696,123	387,377	55.6%	312,493	44.9%

3. コンビニ交付による証明書取得枚数

※平成28年4月よりコンビニ交付開始

年度	住民票	印鑑登録証明	税証明	合計
令和2年度	32,888	23,011	5,943	61,842
令和3年度(令和3年12月末現在)	32,090	19,584	6,374	58,048

令和 4 年 3 月 29 日
区 民 相 談 課

改正個人情報保護法と行政情報・個人情報保護審議会について

1 改正法の目的

- (1) 3 法（行政機関・独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法）の統合
- (2) 個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護
- (3) 個人情報委員会による法の一元的な解釈と執行の確保
- (4) デジタル化に伴うデータ流通の質的・量的な増大への対応

2 改正法と豊島区個人情報保護条例との主な相違点

項目	区条例	改正法
目的外利用	保護審に諮問	内部利用は可
外部提供	保護審に諮問	他の行政機関提供は可
電算処理・オンライン結合	保護審に諮問	規定なし

3 保護審所掌事項に関する国の見解等

No	所掌事項	国の見解	備考
1	個人情報に関する事項 (個別諮問・制度)	独自の規定は許容されない	個人情報保護委員会が法の解釈運用を一元的に担う〔法律・ガイドライン（行政機関等編）(案)〕
2	行政情報に関する事項 (制度)	個人情報保護法の範囲外	審議会への諮問等の実績なし
3	第三者点検 (特定個人情報保護評価)	保護審での点検は妨げられない	根拠規定では、必ずしも保護審で所掌する必要はない。 ※「特定個人情報保護評価に関する規則」第 7 条第 4 項（注 1） ※実施しない年あり

(注 1) 学識経験者を含む合議制の機関、職員以外の学識経験者の意見聴取を規定

4 審議会等への諮問に関する規定（改正法 129 条）

改正法での規定	国の見解
専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に限り、審議会等に諮問することができる	この場合の専門的な知見とは、安全管理措置に関連したサイバーセキュリティに関する専門的な知見等を想定している

5 まとめ〔改正法施行後の審議会の所掌事項〕

- ①個人情報に関する事項（個別諮問・制度） ⇒ 独自の規定は許容されない。
- ②行政情報公開制度等 ⇒ 審議会への諮問等の実績がない。
- ③特定個人情報保護評価・第三者点検 ⇒ 必ずしも保護審で所掌する必要はない。
- ④改正法による審議会等への諮問 ⇒ 安全管理措置に関する事項が想定されている。